



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年7月15日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童養護第二係	今井	内線 3560 直通 058-272-8325 FAX 058-278-2644

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）が開設されます

県では、「岐阜県社会的養育推進行動計画」を策定し、児童虐待や保護者の疾病等により保護者との生活が困難な子どもが、より家庭的な環境で生活ができるように、「ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）」の整備を推進しています。

このたび、県内8か所目となるファミリーホームが開設されることとなり、7月19日（日）に開所式が開催されますので、お知らせします。

記

1 名称

ファミリーホーム Jikka やまのうえ

2 定員

6名

3 開設日

令和8年7月19日（日）

4 開所式

日 時：令和8年7月19日（日）10：00～

場 所：ファミリーホーム Jikka やまのうえ（美濃加茂市山之上町）

参加者：約20名

（主な出席者）

ファミリーホーム Jikka やまのうえ管理者	横田 美由紀 氏
美濃加茂市副市長	兼山 鎮也 氏
県子ども家庭課長	岡部 浩司

その他：児童の養育とファミリーホームの運営に配慮し、所在地は公表していません。取材いただける場合は、7月17日（金）17時までに上記担当者までご連絡をお願いします。

（参考）ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）

- ・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を養育者の住居において養育する事業（児童福祉法第6条の3第8項）
- ・岐阜県では、令和7年度末時点で7か所設置されており、子ども相談センター（児童相談所）の措置により、29名の児童がファミリーホームで生活しています。